

教員免許更新制に係る実務Q & A

(学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園の現職教員用) 令和3年4月改訂版

<利用にあたって>

この実務Q & Aは、現職教員向けに、教員免許更新制に係る申請手続等の実務に関して必要な事項を取りまとめたものです。免許更新制度について理解する必要がある場合は、次のホームページの情報を参考にしてください。

※ 教員免許の更新

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin.html>

神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課免許グループ

(以下「免許G」という。)

目次

1	教員免許更新制のポイント	1
2	新免許状と旧免許状の見分け方	1
3	免許状の有効期間の満了の日（修了確認期限）の確認方法	1
4	更新制に係る各種申請手続	1
5	更新講習受講から更新申請手続までの主な流れ	2
	<別表>受講対象者・申請者別の証明者	2
6	申請書類の提出	3
7	更新等手続年間スケジュール	3
8	提出書類のチェック表	3
	更新等申請 提出書類一覧	4
	提出方法	5
	<教員免許状の有効性について>フロー図	6
9	Q & A	8
	【更新講習受講対象者関係】	
	Q 1：更新講習受講義務者（受講しなければならない者）は？	8
	Q 2：更新講習受講対象者（受講できる者）は？	8
	【更新講習受講関係】	
	Q 3：更新講習受講期間より前に、更新講習を受講することはできるか？	8
	Q 4：選択18時間の講習で、例えば高校の教諭が幼児教育の分野の講習を受講するなど、職務との関連が薄い分野の講習を受講しても修了確認（更新）申請できるのか？	8
	Q 5：更新講習受講期間と心身の故障による休職の期間が重なった場合、修了確認期限の延期（有効期間の延長）をせずに、更新講習を受講・修了できるのか？	9
	Q 6：更新講習を受講する場合、サービスの取扱いはどうなるのか？	9
	Q 7：臨時的任用職員等も職務専念義務免除（職専免）の扱いとなるか？	9
	Q 8：長期休業中の勤務日に自宅で通信制等の更新講習を受講する場合は職専免となるか？	9
	Q 9：教員免許状を所持する実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員が更新講習を受講する場合は職専免となるか？	9
	【更新講習の受講免除関係】	
	Q 10：更新講習の受講免除を申請できるのは、どのような場合か？	9
	Q 11：過去に教頭や指導主事等の経験のある教諭は受講免除対象者とはならないのか？	10
	Q 12：受講期間に入った年度に指導主事だったので、受講免除申請をして免許状の更新をしたが、翌年度、教諭として学校に異動した場合はどうなるのか？	10
	Q 13：私立の学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園において、職名がA10（2）にある職名と異なるのだが、受講免除対象者の扱いはどうなるのか？	10
	【修了確認期限の延期・有効期間の延長関係】	
	Q 14：修了確認期限の延期（有効期間延長）申請ができるのは、どのような場合か？	11

Q15：企業派遣研修等と更新講習受講期間が重なり、学校に戻った時に受講期間が10か月しかなかった場合、修了確認期限を延期（有効期間を延長）できるか？	1 2
Q16：特別支援学校教諭免許状に新たな領域の追加をした場合、修了確認期限を延期（有効期間を延長）できるか？	1 2
Q17：旧免許状所持者が取得から10年未満の免許状を所持している場合、修了確認期限はいつまで延期できるのか？	1 2
Q18：修了確認期限の前に新たな教員免許状の授与申請をする場合は、どのくらい前に授与申請をすれば延期（延長）申請に間に合うのか？	1 2
Q19：産休（育休）や心身の故障による休職で復職の時期がはっきりしない場合はどうするのか？	1 3
Q20：休職等の場合は修了確認期限（有効期間）をいつまで延期（延長）できるか？	1 3
Q21：延期（延長）をした期間内に、「やむを得ない事由」が延期（延長）をした期間を超えることが判明したり、新たに別の「やむを得ない事由」が発生し、引き続き延期（延長）をすることが必要になったりした場合はどうするのか？	1 4
Q22：「やむを得ない事由」が予定より早く消滅した場合は、延期した期限（延長した期間）を短縮する変更申請をすることが必要か？	1 4
【各種申請関係】	
Q23：更新講習受講期間に入り更新講習を一部履修した後、休職等に入った場合は、復帰後にその既履修分を使って修了確認（更新）申請ができるか？	1 4
Q24：旧姓で授与された免許状を書き換えていないが、そのままで更新等の申請はできるのか？	1 5
Q25：免除又は延期（延長）の申請はいつからできるのか？	1 5
Q26：各種申請はいつまでにしなければならないのか？	1 5
Q27：各年度途中で免除又は延期（延長）の事由が発生した場合は？	1 5
Q28：各種申請書等の様式はどこで手に入れるのか？	1 5
Q29：「更新講習修了確認証明書」など更新手続後に発行される証明書を紛失した場合はどうすればよいか？	1 5
Q30：免許状を紛失してしまったが更新等の申請はどうすればよいか？	1 5
Q31：授与証明書は3か月以内に発行されたものでなければ有効ではないのか？	1 6
Q32：紛失した免許状がどの都道府県教育委員会から授与されたか覚えていない場合はどうするのか？	1 6
Q33：大学等が発行した「免許状更新講習修了（履修）証明書」を紛失した場合はどうするのか？	1 6
Q34：複数学校に勤務する非常勤の時間講師の申請はどこが取りまとめるのか？	1 6
Q35：過去に任用していた非常勤講師の更新講習修了確認（更新）申請も学校で取りまとめるのか。また、これらの者の受講対象者の証明は誰がするのか？	1 6
Q36：10月までに更新講習を受講・修了できずに、学校での取りまとめに間に合わなかった場合はどうするのか？	1 6
Q37：急な入院等で申請期限に書類提出が間に合わない場合はどうするのか？	1 6
【その他】	
Q38：修了確認期限（有効期間満了の日）を経過している免許状を持つ者を任用する場合はどうすればよいか？	1 7

Q39：非常勤講師等を任用する場合、確認の必要がある書類は何か？	17
Q40：夏季休業中に更新講習が受講・修了できなかった場合はどうするか？	17
Q41：どうしても更新講習を修了できない者がいた場合、どうするのか？	17
Q42：万一、失効する者が出た場合、事務手続はどうするのか？	18
Q43：現職教員が更新手続をせずに修了確認期限を迎え同日付けで退職した場合、免許の有効性はどうか。 臨任・非常勤等で同日まで任用されている場合はどうか？	18

1 教員免許更新制のポイント

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日以降初めて授与された免許状（新免許状）に、10 年間の有効期間が付される。
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（旧免許状）所有者にも更新制の基本的な枠組みが適用され、生年月日等により修了確認期限が割り振られる。
- (3) 免許状更新講習の受講期間（有効期間満了の日（又は修了確認期限）の 2 年 2 月前～ 2 月前）に免許状更新講習を受講・修了し、更新手続をする必要がある。

2 新免許状と旧免許状の見分け方

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状で、有効期間の満了の日が記載されている。
⇒ 新免許状
- (2) 有効期間の満了の日が記載されていない。 ⇒ 旧免許状
※旧免許状を持つ者が、平成 21 年 4 月 1 日以降に新たな免許状を授与されたとしても、全て旧免許状として授与されます。

3 免許状の有効期間の満了の日（修了確認期限）の確認方法 ⇒ P. 6・7 のフロー図参照

4 更新制に係る各種申請手続

(1) 申請の区分

申請の区分	<u>30時間以上の更新講習を受講して有効期間（修了確認期限）を更新</u>	更新講習受講免除対象者が更新講習の受講免除を申請	<u>延期が認められる事由に該当する者が、有効期間（修了確認期限）の延長（延期）を申請</u> ※1	更新修了確認をせずに期限を経過した者が、更新講習を受講して免許状の有効性を回復 ※2
新免許状の場合	有効期間更新（講習修了）申請	有効期間更新（講習受講免除）申請	有効期間延長申請	
旧免許状の場合	更新講習修了確認申請	更新講習受講免除申請	修了確認期限延期申請	修了確認期限経過後の更新講習修了に係る確認申請

※1 既に有効期間延長（修了確認期限延期）している者が、同じ「やむを得ない事由」によりさらに延長（延期）する場合は、有効期間延長（修了確認期限延期）の期間変更申請が必要で
す。この場合の手数料は無料です。

※2 教員として勤務していない時期に修了確認期限を経過した旧免許状所有者が、免許状の有効性を回復する際の申請であり、現職教員や新免許状所有者ではあり得ません。

(2) 申請先（免許管理者）

区分	免許管理者
・学校（※1）の教職員（※2）、教育委員会の職員等	勤務地の都道府県教育委員会
・教員採用内定者、臨任・非常勤講師等名簿登載者、過去に教員の経験がある者、保育所の保育士等	住所地の都道府県教育委員会

※1 幼稚園、幼稚園型・幼保連携型認定こども園、幼稚園併設型認可外保育施設を含む。

※2 臨時的任用職員、非常勤講師、学校栄養職員、事務職員、特別非常勤講師、補助職員等を含む。

5 更新講習受講から更新申請手続までの主な流れ

- (1) 自分の有効期間満了の日（修了確認期限）及び免許状更新講習の受講期間を確認する。
⇒P. 6～7のフロー図参照
- (2) 受講する免許状更新講習（合計30時間以上）を選ぶ。
ア 講習の内訳 「必修領域・選択必修領域・選択領域」の履修が必要です。

講習の領域		必修領域	選択必修領域	選択領域
履修時間数		6時間以上	6時間以上	18時間以上
受講方法	新免許状所持者	履修時間数の講習を受講		所有している免許状(教諭、養護教諭又は栄養教諭)の種類に対応した講習をそれぞれ受講。 (例：教諭と養護教諭の免許状を所有する者は、教諭用18時間・養護教諭用18時間の履修が必要。なお、教諭用と養護教諭用を兼ねた講習18時間でも可。)
	旧免許状所持者			現在就いている職(教諭、養護教諭又は栄養教諭)に対応した講習を受講。

イ 「教員免許管理システム運営管理協議会」更新講習検索ページ

<http://www.kyoin-menkyo.jp/menkyo-pubsys-web/pubuser/>

- (3) 各大学等に受講申込みする。
 - ・受講申込書に受講対象者であることの証明が必要になる。⇒P. 2～3の別表参照
- (4) 各大学等で免許状更新講習を受講する。
- (5) 各大学等から、修了証明書（履修証明書）が発行される。
- (6) 必要書類を揃え、免許管理者に更新のための申請を行う。
- (7) 免許管理者から、免許状が更新されたことの証明書が発行される。
- (8) 証明書に記載の次の有効期間満了の日（修了確認期限）まで教員免許状が有効になる。

<別表>受講対象者・申請者別の証明者

受講対象者及び申請者の区分			証明者		
			校長・園長本人の場合		
(臨時的任用職員・非常勤講師を含む) 教育職員等	○普通免許状又は特別免許状を持つ 校長、園長、副校長、副園長、 教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、 指導教諭、指導保育教諭、 総括教諭、教諭、保育教諭、 助教諭、助保育教諭、養護教諭、 養護助教諭、栄養教諭、講師	国立学校		校長	大学の長
		公立	学校、幼稚園	校長、園長	所管の教育委員会
			幼保連携型認定こども園	園長	所管の地方公共団体の長
		私立	学校、幼稚園、 幼保連携型認定こども園	校長、園長	法人の長
	○教員免許状を持つ 実習助手、寄宿舎指導員、 学校栄養職員、養護職員	共同調理場に勤務する学校栄養職員		所管の教育委員会	
	指導主事、社会教育主事、 区市町村教育委員会の教員出身行政職のうち 県教育委員会が定める者		所属長		
	知事部局・市町村長部局の教員出身行政職のうち 県教育委員会が定める者		所属長		
学校法人、社会福祉法人の理事		法人の長			
文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員		校長			

(続き)

受講対象者及び申請者の区分		証明者
教員採用内定者又はこれに準ずる者	教員採用内定者	採用予定の教育委員会、地方公共団体の長又は法人の長
	臨任・非常勤講師等名簿登録者	登録先の教育委員会又は法人の長
	過去に教員の経験がある者	任用(雇用)されていた教育委員会、地方公共団体の長又は雇用されていた法人の長
	保育士(認定こども園、認可保育所)	所属長
	保育士(幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する者)	当該施設の設置者

6 申請書類の提出

必要書類はP. 4を、提出方法はP. 5を参照。

7 更新等手続年間スケジュール

4月	初旬まで受付停止期間
5～8月	○ <u>更新講習受講免除申請</u> 、冬季休業、学年末・学年始休業期間等に更新講習を受講・修了した者の修了確認(更新)申請 ※ <u>年度当初に手続ができる者(管理職等の更新講習受講免除申請)については、できるだけこの時期に手続を行ってください。</u>
9～10月	○夏季休業期間等に更新講習を受講・修了した者の更新申請
11～1月	(9～10月に提出できなかったものの随時受付)
2～3月	受付停止期間(法令上の停止及び大学の一括申請のため)→4月初旬まで申請できません。(海外教育施設派遣者等の場合は、受付停止期間中に申請できる場合があるので、免許Gにお問い合わせください。)

8 提出書類のチェック表

	チェック項目(○)	よくある誤り(×)
<input type="checkbox"/>	免除、延長・延期(期間変更)申請書の裏面にきちんと証明がされている。	公印がない。証明日の記載がない。未来の出来事の証明をしている(育児休業発令前に証明をしている等)。
<input type="checkbox"/>	神奈川県収入証紙が規定どおりに貼付されている。	金額が違う(多くても少なくても受付不可)。収入印紙や市町村の収入証紙が貼付されている。
<input type="checkbox"/>	原本の提出が必要な証明書は、原本が提出されている。	①-b 免許状更新講習修了(履修)証明書、(提出書類の②又は③の紛失時に提出する)授与証明書、③更新等証明書がコピーで提出されている。
<input type="checkbox"/>	所有する全免許状のコピー(※)がある。 (※ ③更新等証明書に記載がある免許状については、コピーの提出は不要)	採用校種の免許状のコピーしか添付していない。同校種(教科)で専修・一種・二種の免許状を持つ者が上位の免許状のコピーしか添付していない。
<input type="checkbox"/>	裏面もある免許状は裏面のコピーもある。	
<input type="checkbox"/>	氏名・本籍地の異動がある場合、③更新等証明書又は④戸籍抄本(履歴事項変更確認書)で異動を確認できる。	③又は④で異動が確認できない。異動が複数回あるのに異動ごとの履歴事項変更確認書が添付されていない。

更新等申請 提出書類一覧 (○：必要 ×：不要)

番号	申請区分		更新	(旧免)回復	免除	(旧免)延期 (新免)延長	延期・延長 の期間変更	
	提出書類							
□	①-a	申請書 (表・裏)	新免許状所持者	第14号様式 の2	第14号様式 の6	第14号様式 の3	第14号様式 の4	第14号 様式の9
			旧免許状所持者	第14号様式 の5		第14号様式 の7		
□		申請手数料(神奈川県収入 証紙を申請書に貼付)		3,300円分	3,300円分	3,300円分	2,000円分	無料
□	①-b	免許状更新講習修了(履 修)証明書【 原本 】		○	○	×	×	×
□	②	所有する全ての教員免許 状【 コピー 】		○	○	○	○	×
□	③	更新等証明書【 原本 】		過去に更新等の手続を行っている場合のみ必要				○(延期・ 延長証明書)
□	④	戸籍抄本【 原本 】		提出書類の氏名・本籍地(都道府県)に変更がある場合のみ必要				
□	⑤	返信用レターパック		発行される更新等証明書を郵送で受取る場合に必要				

(提出書類の説明)

番号	提出書類	説明
-	申請手数料(神奈川県 収入証紙)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に貼付けしてください。 ⇒「神奈川県収入証紙販売所のご案内」 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html 収入印紙や市町村の収入証紙は使えません。
①-b	免許状更新講習修了 (履修)証明書【 原本 】	<ul style="list-style-type: none"> 更新講習の開設者(大学等)が発行した証明書(更新講習30時間分)。
②	所有する全ての教員免 許状【 コピー 】 「③ 更新等証明書」に 記載がある教員免許状 については、②は不要	<ul style="list-style-type: none"> 免許状裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。 コピーのみを送付し、免許状原本は送付しないでください。 <p><免許状を紛失した場合> 教員免許状の授与証明書(原本)を提出してください。➡</p>
③	更新等証明書【原本】 前回の更新等手続で 発行された証明書 (都道府県教育委 員会印が押印さ れたもの)	<p>※ <u>過去に更新等(更新、免除、延期・延長、期間変更、回復)の申請を行ったことがある場合は、③を提出</u>してください。</p> <p><更新等証明書(再発行できません)を紛失した場合> 教員免許状の授与証明書(原本)を提出してください。➡</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧免許状所持者：任意の1枚 新免許所所持者：有する全ての教員免許状の授与証明書
④	戸籍抄本【原本】 「③ 更新等証明書」 で確認できる場合(同 証明書で過去に確認済 であり、それ以降、変 更がない場合)は、④ は不要	<p>※ <u>提出書類の①-a、①-b、②、③に記載された氏名・本籍地(都道府県)に変更がある場合は、④を提出</u>してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行日が6カ月以内で、従前戸籍(じゅうぜんこせき：1つ前の氏名や本籍地)が記載されているものが必要です。 戸籍の異動が2回以上ある場合は、その異動が確認できる除籍抄本等も必要です(発行の仕方など詳細は役所に問い合わせてください)。 <p><現職の学校教職員・指導主事等> 戸籍抄本の代わりに、履歴事項変更確認書を提出できます。</p>
⑤	返信用レターパック (備考)	<p>※ <u>個人申請を行う場合、国立・私立学校の教職員で学校がとりまとめて申請を行う場合は、⑤を提出</u>してください。なお、提出書類を郵送で提出する際は、⑤を(半分に折って)送信用封筒に入れてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 返信用レターパックには、次のとおり必要事項を記入してください。 お届け先(To)に「送付先の郵便番号・住所・氏名・電話番号」を記入。 追跡番号シール(「はがして差出し」とある箇所)は、はがさずに(つけたままに)して、シールの追跡番号の下に「申請者の氏名」を記入してください。

(備考) レターパックは、郵便局又は一部のコンビニで購入できます。(例)

レターパックライト(青 370円 郵便受けに配達されます)、
レターパックプラス(赤 520円 対面で配達されます)のいずれ
も使用できます。



(提出方法)

- ・ 「勤務先等の区分」に応じて、提出書類を提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は、受付ができないことがあります。
- ・ 申請窓口へ提出書類が申請窓口（神奈川県教育委員会）へ提出されて受理された場合は、約1か月後（經由申請の場合の市町村教育委員会等の經由日数は含みません。）に更新等証明書を発行します。

勤務先等の区分		申請書類等の提出の手順等		(参考) 発行される更新等証明書のお渡し方法
		申請者が申請書類等を提出する先 《申請区分》	《経由申請》の提出ルート	
公立学校の教員 (臨時的任用職員・非常勤講師を含む。)、教育委員会の職員、出向者等	市町村立学校、市町村教育委員会等	申請者は学校等の管理職(校長、教頭等)に提出	管理職 →「各市町村教育委員会(注1)」が申請窓口へ提出	《経由申請》の提出ルートの逆ルートで各学校の管理職宛に送付(県立学校は管理職が受取り) →管理職が申請者にお渡し
	県立学校、県教育委員会等		管理職が申請窓口へ提出	
国立・私立学校の教職員	学校がとりまとめる場合	《経由申請》	管理職が申請窓口へ提出(郵送(注3)又は来庁)	学校の管理職宛に郵送(表1⑤の返信用レターパック(送り先:学校)が必要) →管理職が申請者にお渡し
	学校がとりまとめない場合		申請者が申請窓口へ提出(郵送(注3)又は来庁)	/
公立学校の職員(学校栄養職員、養護職員、事務職員、ALT、特別非常勤講師、補助職員(支援員)等)(注2)				
神奈川県内にお住まいの方(学校の教職員、教育委員会の職員、出向者を除く)	《個人申請》			

【申請窓口】

名称	神奈川県教育委員会 教育局行政部 教職員企画課 免許グループ
所在地	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 東庁舎10階 (注4)
電話番号	045-210-1111 (内線8140, 8149, 8196)
開庁日	平日(土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)。なお、「受付停止期間」(2月1日から4月初旬(4月1日から3開庁日まで))には、更新等の申請ができません(注4)。
窓口の受付時間	10時~11時30分、13時~15時

(注1) 横浜市は、「各方面事務所⇒横浜市教育委員会」と読替え。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外の市町村は、「各市町村教育委員会⇒県教育事務所」と読替え。

(注2) 学校の管理職や市町村教育委員会がとりまとめる場合は、公立学校の教員に準じて経由申請ができます。

(注3) 申請窓口へ提出書類が到達したかを確認したい方は、郵送(提出)の際にレターパックをご利用ください。
(「郵便追跡サービス(日本郵便ウェブサイト)」に追跡番号を入力し、ご自身で到達確認をしてください。)

(注4) 令和3年(2021年)2月22日に所在地が変更になり、上記の場所になりました。

所在地の地図、受付停止期間中に例外として申請を受け付ける場合については、次のURLをご覧ください。

⇒「3 更新等の申請を行いたい方へ(更新講習受講後の手続など)」の3

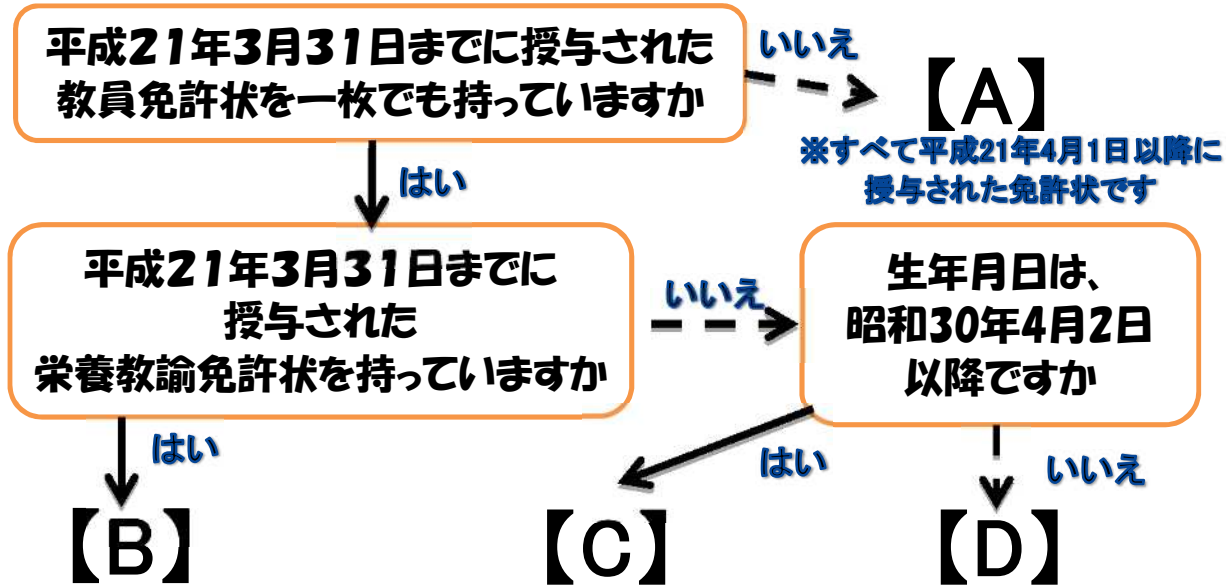
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin-shinsei-ver2.html>

～ 発行された更新等証明書がお手元に届いたら ～

- ・ 更新等証明書の記載内容(氏名・本籍地・更新された教員免許状・次の有効期間満了日(修了確認期限)等)をご確認ください。更新等証明書は再発行ができません。教員免許状と一緒に大切に保管してください。
- ・ なお、提出書類の申請書(表)の氏名に常用漢字以外の字(例 高崎)が記載されている場合、更新等証明書の氏名は教員免許システムで表示できる字(JIS規格第2水準まで)に置き替えたもの(例 高崎)となります。 ⇒「3 更新等の申請を行いたい方へ(更新講習受講後の手続など)」の2の参考

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin-shinsei-ver2.html>

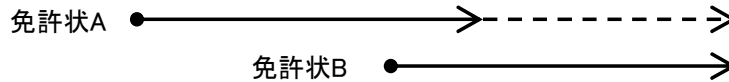
<教員免許状の有効性について>



【A】 あなたは『新免許状』所持者です。
免許状に記載された『有効期間の満了の日』まで教員として働くことができます。

確認のポイント 新免許状の有効期間が継続している場合、『すべての免許の中で最も遅い有効期間の満了の日』または『更新等の証明書に記載された有効期間とすべての免許の有効期間満了の日の中で最も遅い日』となります(注)。

(例) 免許状A(授与年月日:平成22年3月31日、有効期間満了日:平成32年3月31日)の取得後に、
免許状B(授与年月日:平成30年3月31日、有効期間満了日:平成40年3月31日)を取得
⇒ 免許状Aの有効期間満了日も平成40年3月31日となります。



(注)更新手続期間(2年間)中に更新・免除の手続を終了し、かつ、この期間中に新しい免許状の授与を受けることは、できるだけ避けてください(更新・免除の証明書が無効となり、有効期間満了の日が上記の「最も遅い日」にならない場合があるため)。

【A】 有効期間の満了の日が経過した場合、免許は失効します。

【B】 あなたは『旧免許状』所持者です。栄養教諭免許状の特例に該当しますので、最初の修了確認期限は栄養教諭免許状の授与年月日をもとに<表2>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【C】 あなたは『旧免許状』所持者です。
最初の修了確認期限は生年月日をもとに<表1>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【B】【C】 <修了確認期限の日が経過した場合> 修了確認期限の日の24時に、
○更新講習の受講義務がある者(現職教員等)…免許は失効(免許返納)
●上記以外の者……………有効性のみ失う(回復可能)

【D】 あなたは『旧免許状』所持者です。
更新等の手続を行う必要はありません。生涯有効な免許状です。

〈表1〉旧免許状所持者の生年月日による修了確認期限

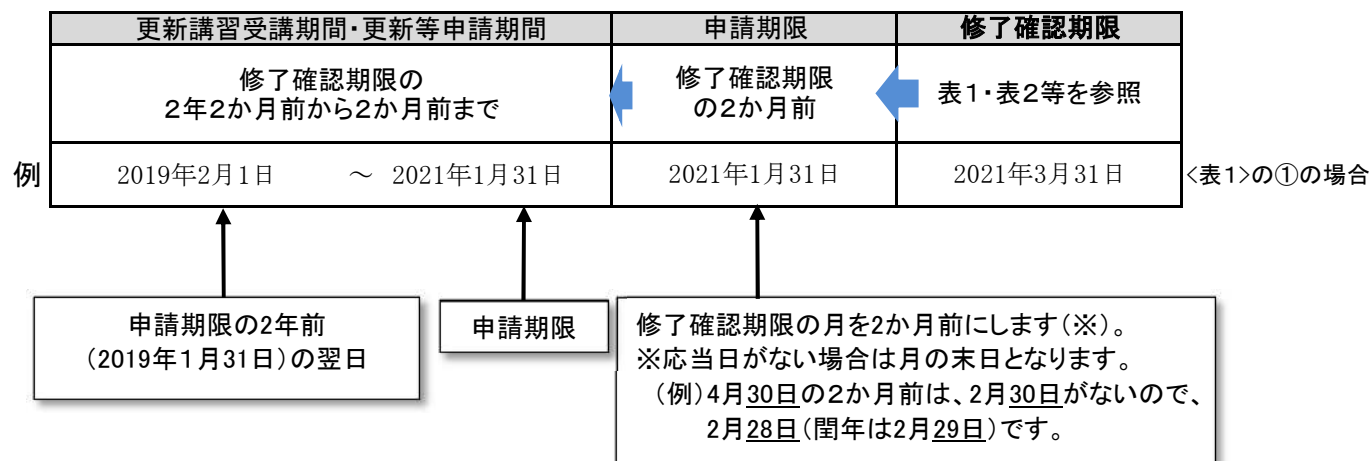
	生年月日	最初の修了確認期限	【参考】2回目の修了確認期限(注)
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成33年 } 令和3年 } 3月31日 2021年 }
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成34年 } 令和4年 } 3月31日 2022年 }
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成35年 } 令和5年 } 3月31日 2023年 }
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成36年 } 令和6年 } 3月31日 2024年 }
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成37年 } 令和7年 } 3月31日 2025年 }
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成38年 } 令和8年 } 3月31日 2026年 }
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成39年 } 令和9年 } 3月31日 2027年 }
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成40年 } 令和10年 } 3月31日 2028年 }
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成41年 } 令和11年 } 3月31日 2029年 }
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年 } 令和2年 } 3月31日 2020年 }	平成42年 } 令和12年 } 3月31日 2030年 }

(注) 最初の修了確認期限の時に、更新又は免除を行った場合の、2回目の修了確認期限を参考までに表示(各自の修了確認期限は、更新・免除・延期・回復等の申請後に発行された更新等証明書で必ず確認してください。)

〈表2〉栄養教諭免許状所持者の修了確認期限の特例

	次の時期に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	最初の修了確認期限	【参考】2回目の修了確認期限(注)
①	平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	〈表1〉の最初の修了確認期限が同じものを参照
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	

● 更新講習受講期間・更新等申請期間(修了確認期限から遡って算出してください)



9 Q & A

【更新講習受講対象者関係】

Q 1 : 更新講習受講義務者（受講しなければならない者）は？

A 1 : 普通免許状又は特別免許状を持つ

- 校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、総括教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（以下「現職教員」という。）
- 指導主事、社会教育主事
- 縣市町村教育委員会の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
- 知事部局・市町村長部局の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
- 学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（以下、「学校法人等」という。）の理事で教員経験者

※ 市町村教育委員会の教育支援センター（適応指導教室）等の教員、専任教員等は、上記「教諭」に同じ。

※ 「県教育委員会が定める者」については、各市町村教育委員会及び受講期間に入った行政職の該当者が在籍する県所属長あてに受講の取扱いに関する通知をします。

Q 2 : 更新講習受講対象者（受講できる者）は？

A 2 : A 1 に列記した者のほか、

- 教員免許状を持つ実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- 教員採用内定者
- 臨任、非常勤講師等名簿登録者
- 過去に教員の経験がある者
- 認定こども園、認可保育所、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士

※ その他教員以外の職で任用されている者は、教員免許状を持っていても受講対象者とはなりません。

【更新講習受講関係】

Q 3 : 更新講習受講期間より前に、更新講習を受講することはできるか？

A 3 : 更新講習受講期間は、有効期間の満了の日（修了確認期限）の2年2か月前から2か月までですので、時期を前倒して更新講習を受講することはできません。

Q 4 : 選択18時間の講習で、例えば高校の教諭が幼児教育の分野の講習を受講するなど、職務との関連が薄い分野の講習を受講しても修了確認（更新）申請できるのか？

A 4 : 受講対象者となっていれば申請可能ですが、実際に勤務する学校種や担当する教科などを踏まえた講習の選択が望まれます。

Q 5 : 更新講習受講期間と心身の故障による休職の期間が重なった場合、修了確認期限の延期（有効期間の延長）をせずに、更新講習を受講・修了できるのか？

A 5 : 心身の故障による休職の期間中は、療養等に専念する必要がありますので、修了確認期限の延期（有効期間の延長）をした上で、復職後に更新講習を受講・修了し更新講習修了確認（有効期間更新）申請をすることが原則です。

Q 6 : 更新講習を受講する場合、サービスの取扱いはどうなるのか？

A 6 : 公立学校に勤務する教員は、夏季休業期間等の授業の割当てのない時間での受講は、職務専念義務免除の扱いとなります（A 7 参照）。
国立・私立学校の教員は法人内の定めによることとなります。

Q 7 : 臨時的任用職員等も職務専念義務免除（職専免）の扱いとなるか？

A 7 : 公立学校に勤務する臨時的任用職員、再任用職員及び非常勤職員で A 1 の職のいずれかに該当（相当）する者は職専免の対象となりますが、県立学校の時間講師のように、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号該当の特別職の場合は、職専免の対象とはなりません。
国立・私立学校の教員は法人内の定めによることとなります。

Q 8 : 長期休業中の勤務日に自宅で通信制等の更新講習を受講する場合は職専免となるか？

A 8 : 公立学校に勤務する教員は職専免になりますが、教育公務員特例法第 22 条第 2 項の研修と同様、受講計画を明確にする必要があります。
国立・私立学校の教員は法人内の定めによることとなります。

Q 9 : 教員免許状を所持する実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員が更新講習を受講する場合は職専免となるか？

A 9 : 職専免にはなりません。

【更新講習の受講免除関係】

Q 10 : 更新講習の受講免除を申請できるのは、どのような場合か？

A 10 : 次の（１）に掲げる者が、（２）に掲げる事由に該当する場合に免除申請を行うことができます。

（１）更新講習免除申請を行うことができる者

- ※ 1 {
 - 現職教員
 - 指導主事、社会教育主事
 - 县市町村教育委員会の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
 - 知事部局・市町村長部局の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
 - 学校法人等の理事で教員経験者
- ※ 2 {
 - 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（新免許状所持者のみ）
 - 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員（新免許状所持者のみ）
 - 教員採用内定者（新免許状所持者のみ）
 - 臨任、非常勤講師等名簿登録者（新免許状所持者のみ）
 - 過去に教員の経験がある者（新免許状所持者のみ）
 - 認定こども園、認可保育所、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（新免許状所持者のみ）

※ 1 : 更新講習受講義務者（A 1 参照）

※ 2 : 更新講習受講対象者（A 2 参照）で新免許状所持者

(2) 更新講習免除申請を行うことができる事由

- ① 校長、園長（＊）、副校長、副園長（＊）、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、総括教諭（申請時にその職にあること）
＊幼稚園、幼稚園型及び幼保連携型認定こども園の園長・副園長に限る。（保育所の園長・副園長は不可）
- ② 指導主事、社会教育主事（申請時にその職にあること）
- ③ 免許状更新講習の講師（更新講習受講期間内での経験に限る）
- ④ 区市町村教育委員会の教員出身行政職のうち県教育委員会が認める者
- ⑤ 知事部局・市町村長部局の教員出身行政職のうち県教育委員会が認める者
- ⑥ 学校法人等の理事で教員経験者
- ⑦ 次の表彰を受けた者（修了確認期限（有効期間の満了の日）の10年前～2か月前までの表彰に限る）
 - ・「文部科学大臣優秀教職員表彰実施要項」に基づく文部科学大臣表彰
 - ・「神奈川県優秀授業実践教員表彰要綱」に基づく表彰（「第1部門」のみ）
 - ・「横浜優秀教員表彰要綱」に基づく表彰
 - ・「教員の表彰に関する要綱」（川崎市）に基づく表彰

※ 自動的に免除になることはありません。修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに、必要な手続を行う必要があります。

※ 「県教育委員会が認める者」については、A1の「県教育委員会が定める者」と同様に通知をします。

Q11：過去に教頭や指導主事等の経験のある教諭は受講免除対象者とはならないのか？

A11：更新講習受講期間内の申請した時点での職による指定になりますので、過去の職歴は考慮されません。（受講期間の2年目に免除対象ではない職になった場合、1年目に免除の申請をしていなければ、更新講習の受講・修了が必要です。）

Q12：受講期間に入った年度に指導主事だったので、受講免除申請をして免許状の更新をしたが、翌年度、教諭として学校に異動した場合はどうなるのか？

A12：申請の時点で免除を受けられる事由に該当していることが判断の基準となりますので、申請の後で免除を受けられる事由が喪失しても、次の10年間は免許状が有効となります。

Q13：私立の学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園において、職名がA10（2）にある職名と異なるのだが、受講免除対象者の扱いはどうなるのか？

A13：各学校内での職が学校教育法に規定するどの職に該当するかについて、学則や内部規程等で明確にしてください。

（「平成20年11月12日付け 20文科初第913号 文部科学省初等中等教育局長通知」の「第4 その他」の「2. 免許状更新講習の受講免除の認定申請の際の国立学校又は私立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭の取り扱いについて」参照）

更新講習受講免除の対象となる職の方は、「免許状更新講習免除申請書」に法人等から証明を受けて免除の申請をしてください。免許管理者（県教育委員会）では、申請書類に基づいて手続をします。（学則や内部規程等の提示までは求めません。）

【修了確認期限の延期・有効期間の延長関係】

Q14：修了確認期限の延期（有効期間延長）申請ができるのは、どのような場合か？

A14：次の（1）に掲げる者が、（2）に掲げるやむを得ない事由に該当する場合に延期・延長申請を行うことができます。

（1）延期・延長申請を行うことができる者

- ※1 {
 - 現職教員
 - 指導主事、社会教育主事
 - 県市町村教育委員会の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
 - 知事部局・市町村長部局の教員出身行政職のうち県教育委員会が定める者
 - 学校法人等の理事で教員経験者
- ※2 {
 - 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（新免許状所持者のみ）
 - 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員（新免許状所持者のみ）

※1：更新講習受講義務者（A1参照）

※2：更新講習受講対象者（A2参照）の一部

（2）延期・延長申請を行うことができるやむを得ない事由（①②③④⑤⑧については、受講期間に入っていることが必要）

- ① 心身の故障又は刑事事件に関して起訴されたことによる休職中
- ② 産前・産後の休業、病気休暇（引き続く90日以上）、育児休業、介護休業中（時間単位のものを除く。）
- ③ 自然災害等
- ④ 海外派遣中
- ⑤ 専修免許状取得のための課程に在籍中
- ⑥ 教員として採用された日から修了確認期限（有効期間の満了の日）までが2年2か月未満の場合（例：平成32年3月31日が修了確認期限の方が、平成31年4月1日に新規採用された場合など）
- ⑦ 取得から10年未満の教員免許状を所持している場合（旧免許状所持者のみ）
 - ※ 新免許状を複数持つ場合は、最新の免許状の有効期間が自動的に全ての免許状に適用されます。
- ⑧ 指導改善研修中
- ⑨ その他（病気休暇（90日未満）、配偶者同行、休業療養休暇等で免許管理者がやむを得ないと認めるもの）

※ 自動的に延期（延長）されることはありません。修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに、必要な手続を行う必要があります。

※ 「やむを得ない事由」が数か月程度の場合は、延期（延長）申請の手間や手数料を考慮の上、慎重に御判断ください。

Q15：企業派遣研修等と更新講習受講期間が重なり、学校に戻った時に受講期間が10か月しかなかった場合、修了確認期限を延期（有効期間を延長）できるか？

A15：このような場合は、A14には該当せず、修了確認期限の延期（有効期間の延長）はできませんので、学校に戻ってから10か月間で更新講習を受講・修了するか、派遣期間中に受講を開始する必要があります。また、派遣研修等の期間と修了確認期限（有効期間の満了の日）が重なっている場合は、派遣期間中に更新講習を受講・修了し、申請期限までに修了確認（更新）申請をしなければ、免許は失効し教員として失職することとなります。派遣研修等に応募する場合は、自分の修了確認期限（免許状の有効期間）を十分考慮に入れてください。

ただし、海外派遣や専修免許状取得の課程に在籍する場合は「やむを得ない事由」として修了確認期限延期（有効期間延長）の申請が可能です。

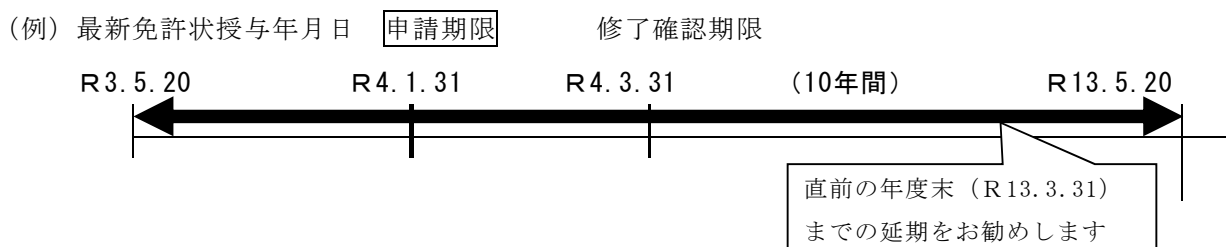
Q16：特別支援学校教諭免許状に新たな領域の追加をした場合、修了確認期限を延期（有効期間を延長）できるか？

A16：新たな免許状の授与ではありませんので、延期（延長）申請の対象とはなりません。

Q17：旧免許状所持者が取得から10年未満の免許状を所持している場合、修了確認期限はいつまで延期できるのか？

A17：授与年月日の翌日から10年間の範囲で延期をすることができます。例えば、令和4年3月31日が修了確認期限で、最新の免許状の授与年月日が令和3年5月20日の方は、最長で令和13年5月20日まで修了確認期限を延期することができます。（この場合の受講期間は令和11年3月21日～令和13年3月20日）

ただし、この場合、本人にとって修了確認期限が大変わかりにくくなりますので、最長延期できる期限の属する前年度末（令和13年3月31日）まで延期することをお勧めします（この場合の受講期間は令和11年2月1日～令和13年1月31日）。



Q18：修了確認期限の前に新たな教員免許状の授与申請をする場合は、どのくらい前に授与申請をすれば延期（延長）申請に間に合うのか？

A18：申請書類に不足等があった場合は予想外に手続に時間がかかることがありますので、申請期限までに十分な時間的余裕をもって、免許状授与申請をする必要があります。具体的には3か月以上前の授与申請が望ましいと考えられます。

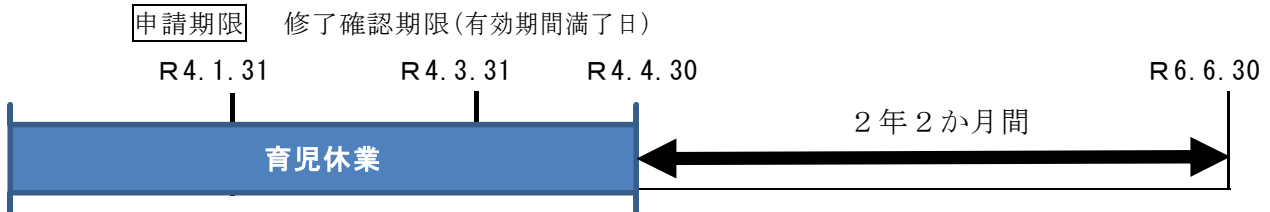
なお、新免許状の場合は新しい免許状の有効期間が他の免許状にも適用されますが、旧免許状の場合には新しい免許状の授与後に、さらに修了確認期限の延期申請が必要となりますので、免許状授与申請と延期申請（3か月程度）を合わせると延期申請の期限の4か月以上前の授与申請が望ましいと考えられます。

Q19：産休（育休）や心身の故障による休職で復職の時期がはっきりしない場合はどうするのか？

A19：産休（育休）については当初の届出の期間、育休や心身の故障による休職については当初の辞令に示された期間に基づいて延期（延長）の申請をします。その後、申請した期限（期間）に変更が生じた場合は、A21の期限（期間）の変更申請をします。

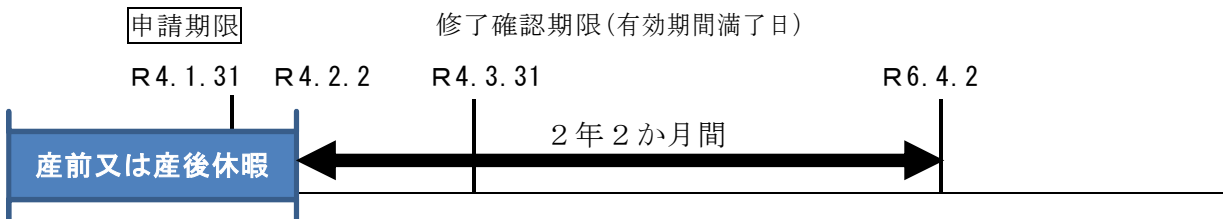
（例1）申請期限の前に育児休業の発令がある場合

⇒ 育児休業期間の最終日から2年2か月後までの延期（延長）が可能です。



（例2）申請期限の前に育児休業の発令がなく（産前又は産後休暇は承認されている）、延期（延長）の申請を行いたいとき

⇒ 申請期限の前に、承認された産前又は産後休暇の最終日から2年2か月後までの延期（延長）申請を行ってください。育児休業を理由としてさらに延期（延長）を行いたい場合は、育児休業の発令後にA21の期限（期間）の変更申請を行ってください。

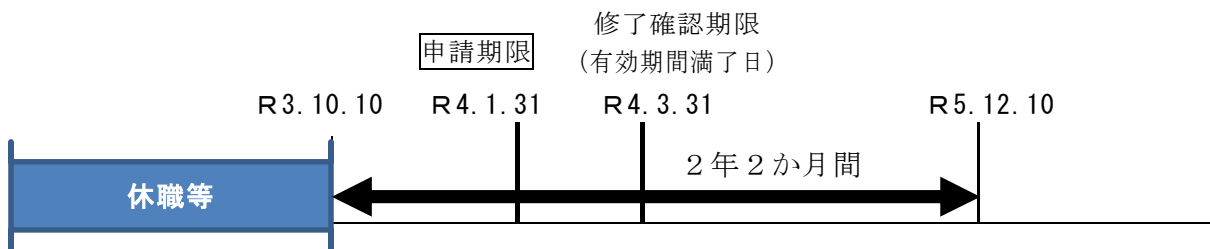


Q20：休職等の場合は修了確認期限（有効期間）をいつまで延期（延長）できるか？

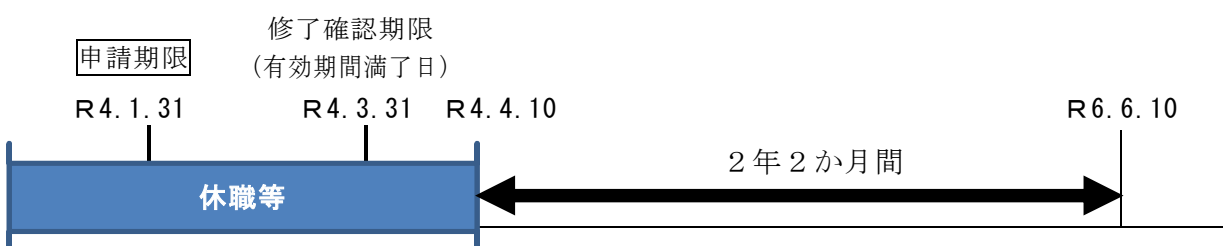
A20：認められた休職等の期間が終わる予定の日の翌日から2年2か月間です。更新等申請期限までに延期（延長）申請を行う必要があります（特に例2の場合は注意）。

なお、休職等の期間が延びた場合は、A21の期限（期間）の変更申請が可能です。

（例1）休職等の最終日が修了確認期限前の場合



（例2）休職等の最終日が修了確認期限後の場合（申請期限に注意）



Q21：延期（延長）をした期間内に、「やむを得ない事由」が延期（延長）をした期間を超えることが判明したり、新たに別の「やむを得ない事由」が発生し、引き続き延期（延長）をすることが必要になったりした場合はどうするのか？

A21：同じ「やむを得ない事由」が延期（延長）をした期間を超えることが判明した場合は、延期期限（延長期間）を変更することになります（手数料無料）。

なお、延期（延長）をした期間内に、新たに別の事由が発生し、さらに延期（延長）が必要になった場合には、新たに延期（延長）の申請をすることになります（手数料有料）。

Q22：「やむを得ない事由」が予定より早く消滅した場合は、延期した期限（延長した期間）を短縮する変更申請をすることが必要か？

A22：その場合の延期期限（延長期間）変更申請は必要ありません。

【各種申請関係】

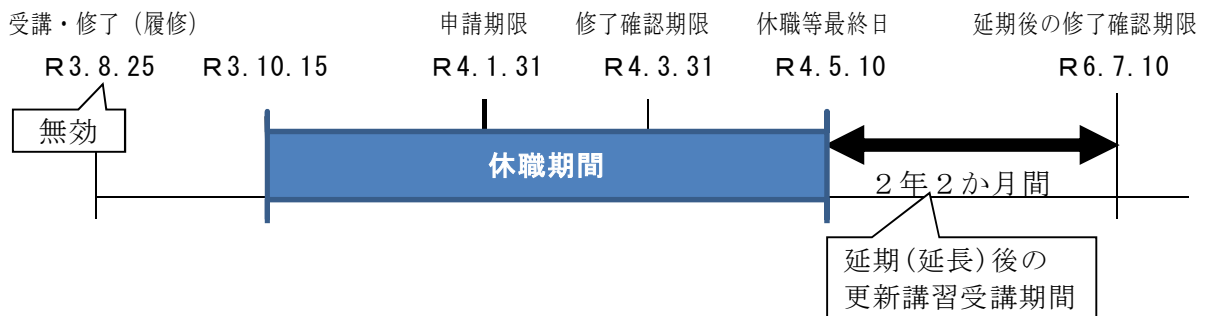
Q23：更新講習受講期間に入り更新講習を一部履修した後、休職等に入った場合は、復帰後にその既履修分を使って修了確認（更新）申請ができるか？

A23：修了確認期限（有効期間の満了の日）の前2年2か月以内に修了（履修）した更新講習に係る時間数でなければ更新講習修了確認（更新）の申請に使用できません。

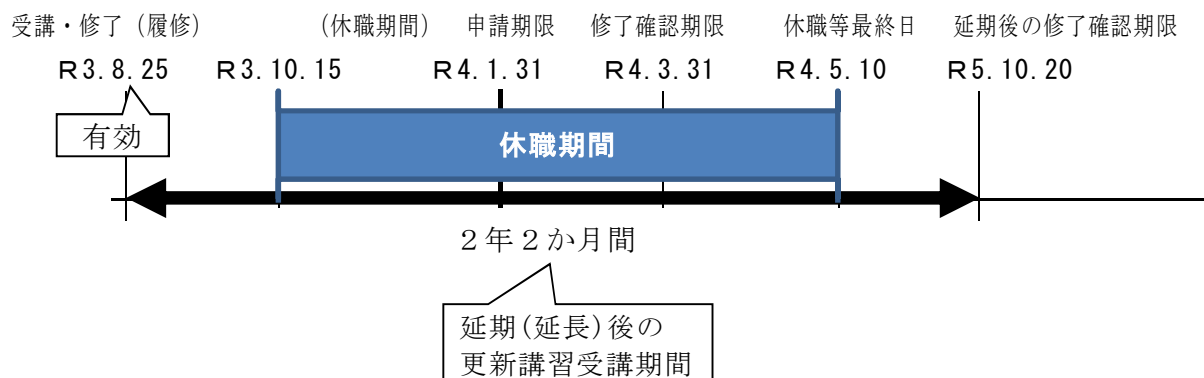
休職等の最終日の2年2か月後まで延期（延長）した場合、休職等の最終日以前に受講した更新講習は無効となります。（例①）

休職前に受講した更新講習を更新申請に使用するのであれば、延期（延長）後の修了確認期限（有効期間の満了の日）の前2年2か月以内に更新講習の修了（履修）期日が入るように、期限（期間）を延期（延長）する必要があります。（例②）

（例①）受講・修了が延期後の修了確認期限より2年2か月間以上前の場合



（例②）受講・修了が延期後の修了確認期限の前2年2か月間以内の場合



Q24：旧姓で授与された免許状を書き換えていないが、そのまま更新等の申請はできるのか？

A24：免許状の書換は義務ではありませんので、そのまま各種申請ができます。
ただし、P. 4「申請書類一覧」の「④戸籍抄本又は履歴事項変更確認書」が必要となります。

Q25：免除又は延期（延長）の申請はいつからできるのか？

A25：免除 → 更新講習受講期間内に申請
延期 → 通常は、更新講習受講期間内に申請していただきますが、長期にわたり海外に派遣される場合や旧免許状所持者が新たに免許状を取得した場合などは、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までならいつからでも申請できます。

Q26：各種申請はいつまでにしなければならないのか？

A26：教員免許更新制に係る各種申請の期限は、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までです。

※ 受付は平日のみとなりますので、修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前の日が土、日曜日、祝日と重なる場合は、その前（平日）までに手続を完了するよう御注意ください。

Q27：年度途中で免除又は延期（延長）の事由が発生した場合は？

A27：公立学校は所属を通じて随時手続をしてください。

Q28：各種申請書等の様式はどこで手に入れるのか？

A28：次のページからダウンロードできます。

※ 検索エンジン（Google等）に「神奈川県 教員免許 更新」と入れて検索
→「教員免許の更新」のページを開き、「更新手続のご案内」の「3」をクリック。
→「3 更新等の申請を行いたい方へ（更新講習受講後の手続など）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/koushin-shinsei-ver2.html>
の（2）で

[新免許状所持者の提出書類・提出方法等](#)

[旧免許状所持者の提出書類・提出方法等](#)

をクリックすると提出書類のページが開きます。

Q29：「更新講習修了確認証明書」など更新手続後に発行される証明書を紛失した場合はどうすればよいか？

A29：更新等証明書の再発行はできませんので、授与証明書（更新後の修了確認期限（有効期間の満了の日）が記載されます。）を各種申請に使用してください。

Q30：免許状を紛失してしまったが更新等の申請はどうすればよいか？

A30：P. 4「各書類の説明」の「②所有する全ての教員免許状のコピー」を参照してください。

Q31：授与証明書は3か月以内に発行されたものでなければ有効ではないのか？

A31：免許更新制に係る申請に使用する場合は、3か月以内の発行でなくても使用できます。
なお、原本の提出のみ取扱い可となります。

Q32：紛失した免許状がどの都道府県教育委員会から授与されたか覚えていない場合はどうするのか？

A32：個人申請でなければ、通常は出身大学等の卒業当時の所在地の都道府県教育委員会が大学を通して授与しています。それ以外の場合は、これまで居住した都道府県等、心当たりの教育委員会に授与証明書の請求手続をとってください。

Q33：大学等が発行した「免許状更新講習修了（履修）証明書」を紛失した場合はどうするのか？

A33：大学等、受講した機関に再発行を申請してください。

Q34：複数学校に勤務する非常勤の時間講師の申請はどこが取りまとめるのか？

A34：公立学校に勤務する場合は、どの学校で申請するか非常勤講師本人が選択してください。（他都県にまたがっていても同様です。）

※ 国立・私立学校の場合は個人申請ができます。

Q35：過去に任用していた非常勤講師の更新講習修了確認（更新）申請も学校で取りまとめるのか。また、これらの者の受講対象者の証明は誰がするのか？

A35：現職教員でなければ、学校で取りまとめて申請することはできず、申請者本人による個人申請になります。

また、非常勤講師経験者についての受講対象者の証明は、公立学校の場合は県教育事務所か県・市町村教育委員会、国立・私立学校の場合は学校長又は法人の長がすることとなります。

Q36：10月までに更新講習を受講・修了できずに、学校での取りまとめに間に合わなかった場合はどうするのか？

A36：受講期間2年目にそのような事態になった場合は、至急、更新講習を受講・修了し、1月中に学校を通じて修了確認（更新）申請の書類を免許Gまで、管理職等が直接提出してください（市町村立学校の場合は、市町村教育委員会（→教育事務所）経由。国立・私立学校の場合は、個人申請も可。）

証明書を3月までに発行しますので、3月中に証明書を学校に持ち帰って申請した本人にお渡し願います。

Q37：急な入院等で申請期限に書類提出が間に合わない場合はどうするのか？

A37：管理職から免許グループまで連絡を入れ、管理職が代理で期限までに申請してください（市町村立学校の場合は市町村教育委員会（→教育事務所）経由）。

【その他】

Q38：修了確認期限（有効期間の満了の日）を経過している免許状を持つ者を任用する場合はどうすればよいか？

A38：更新講習を受講・修了して、所定の手続（教員免許状の再授与申請（免許状を取得しなおすこと）又は回復申請）を行い、有効な教員免許状が授与されることが確定するまでは任用できません。

所定の手続きはホームページの次の場所（※）にご案内していますので、ご確認ください。

- ※ 検索エンジン（Google等）に「神奈川県 教員免許 更新」と入れて検索
 - 「教員免許の更新」のページを開き、「申請期限までに更新等しなかった方へのご案内」にあるボタンをクリックします。
 - 「申請期限までに更新を行わなかった方」のページを開き、「ご案内」のA、B又はCのいずれかをクリックすると、該当の手続を確認することができます。

なお、A、B又はCのいずれの場合においても、更新講習の受講が必要となりますので、任用を予定している校長又は各教育委員会・教育事務所は必要に応じて受講対象者であることの証明を行ってください。

Q39：非常勤講師等を任用する場合、確認の必要がある書類は何か？

A39：該当者が所持する全ての教員免許状を提示してもらい、新免許状所持者の場合は有効な免許状のうち最も先の日付の有効期間、旧免許状所持者の場合は生年月日等による修了確認期限を確認してください。

有効期間（修了確認期限）を経過している場合は、更新（修了確認）証明書又は免除（延長・延期）証明書を提示してもらってください。それらの証明書がない場合は、A33のとおりです。

Q40：夏季休業中に更新講習が受講・修了できなかった場合はどうするのか？

A40：受講期間の2年目にそのような事態になった場合は、土・日曜日や夜間開講の講座、通信制の講座等を含めて講座を探して受講・修了し、必ず修了確認期限（有効期間の満了の日）の2か月前までに修了確認（更新）申請をしてください。

Q41：どうしても更新講習を修了できない者がいた場合、どうするのか？

A41：更新等の手続を行わずに修了確認期限（有効期間の満了の日）を経過した場合は、免許状は失効し、公立学校の現職教員の場合は教員としての職を失います。そのような事態にならないよう、管理職が指導することはもちろんですが、公立学校の場合は、状況に応じて早めに各教育委員会の人事担当に連絡してください。

Q42：万一、失効する者が出た場合、事務手続はどうするのか？

A42：公立学校の場合は、早めに失効の可能性の高い者を学校単位で把握していただき、各教育委員会の人事担当と連携して指導願います。修了確認（更新）申請期限までに該当者が申請できなかった場合は、学校長が各教育委員会人事担当及び免許グループに連絡してください。各教育委員会人事担当が人事面での対応を検討し、県教育委員会教職員企画課から失効の通知（授与権者・所轄庁・失効者あて）をします。

国立・私立学校の場合は、公立学校に準じますが、修了確認（更新）申請期限までに申請できなかった者が出た場合は、学校長が免許グループに連絡した上、法人内で必要な手続の準備をしてください。（県教育委員会からの失効通知については、公立学校と同じ。）

Q43：現職教員が更新手続をせずに修了確認期限を迎え同日付けで退職した場合、免許の有効性はどうなるのか。再任用・臨任・非常勤等で同日まで任用されている場合はどうか？

A43：修了確認期限の日に現職教員でなければ、教員免許は失効せず教員として教壇に立つ有効性のみ喪失することになりますが、同日付けで退職した場合は、その日のどの時点まで教員の身分を有するかということが免許の効力を左右することとなります。

文部科学省は、修了確認期限の日の24時に教員の身分を有していたかどうかで判断するとしており、同日付けで退職した場合でも、①自己都合及び勸奨による退職の場合は、辞令の交付時点から教員としての身分を失うため免許は失効せず、②定年退職の場合は、同日24時まで教員の身分を有するため失効することとなります。

公立学校の再任用、臨任、非常勤等の教員で同日まで任用されている場合、その日の24時まで教員の身分を有するため免許状は失効することとなります。（私立学校の契約等で雇用の終わる時点が24時前となる場合は、失効しないこととなります。）